

金融商事 判例研究

誤振込の被仕向銀行による受取人の 預金債権を受働債権とする相殺

平成16・4・21名古屋地裁民事第8部判決、平成15年(ワ)第1641号不当利得返還請求事件、請求認容【控訴】、本誌1192号11頁

早稲田大学助教授 柴崎 暁

事 実

平成15年1月6日、訴外A株式会社（その目的は判文上不詳）は、廃業の貼紙をし、同月6日および7日に相次いで手形小切手を不渡とし、同月10日に取引停止処分を受けている。

平成15年1月10日、共同店舗総合施設の管理を業とする株式会社である原告Xは、O銀行S支店（仕向銀行）を通じて、被告Y銀行を被仕向銀行とし、訴外A会社を受取人、金額66万8780円、Y銀行のT支店に開設されていた訴外A会社名義の当座預金口座を受入口座とする振込みを依頼した（以下、「本件振込み」という）が、この振込依頼は、訴外K株式会社を受取人として行われるべきであった（なお、その原因関係の如何は判文からは不明）ところ、錯誤によって訴外A会社を受取人としてしまったものである。

本件振込依頼の意思表示は、O銀行からY銀行の電信被向センターを経由してY銀行のT支店に振込通知として伝達され、同日午前11時42分右当座勘定元帳への入金記帳が実行されている。その後（同日午後1時11分）、Y銀行は、訴外A会社の取引停止処分を理由として、本件口座を強制解約（当座勘定規定ひな型第23条第3項参照）し、その時点での預金残高については、別段預金を振替を行っている。

本件振込みの同日、X会社は、本件振込みの受取人に関する錯誤に気づき、Y銀行に連絡したところ、仕向銀行であるO銀行に組戻しを依頼すればよいとの回答を得たのでO銀行に組戻しを依頼し、午後3時05分、O銀行からY銀行

に組戻依頼があったが、本件口座がすでに強制解約済であったため、組戻しはできないとの回答をした。

X会社は、同月15日到達の内容証明郵便で、本件振込みは誤振込であるから、Y銀行に対して（金員を）返還せよとの請求をしたが、返還がないので、同年5月25日日本訴を提起した。

Y銀行は訴外A会社に対して、平成16年1月23日到達の書面で、Y銀行が訴外A会社に対して有する証書貸付残元金債権3320万円を自働債権、本件口座を解約した平成15年1月10日現在の預金残高150万7548円（本件振込みにより成立した当座預金債権相当部分を含む）を受働債権として対当額において相殺する旨を通知した。

X会社は、Y銀行に対して「Y銀行は不当な利得を得ているものであるから、不当利得に準ずるものとして、不当利得返還制度の趣旨を類推適用し」不当利得の返還を請求するというものである。

判 旨

請求認容。

①「振込依頼人から受取人の銀行の普通預金口座に振込があったときは、両者の間に振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の普通預金契約が成立することは、Y銀行指摘の最高裁判決のとおりであり、この理は当座預金口座に振込があった場合においても同様であると解するのが相当である。」

②「……なお、X会社は、Y銀行は本件振込がX会社の誤振込であることを知りながら本件

口座に入金記帳した旨主張し(ている)が、Y銀行が仕向銀行から組戻し依頼の連絡を受けたのは平成15年1月10日午後3時05分であることに照らすと、X会社の前記主張を採用することは困難である。」

③「……本件振込金が本件口座に入金記帳された時点で訴外A会社のY銀行に対する預金債権が成立している(その)時点で、……X会社は訴外A会社に対して本件振込金相当額の不当利得返還請求権を取得することとなる。」

④(ところで)「組戻しは入金記帳完了後も、受取人の承諾があれば組戻しの依頼に応じているのが銀行実務での取扱いであるとされている。」

⑤「訴外A会社はX会社及びY銀行宛に、平成15年6月26日付けで、訴外A会社は本件振込金について何等の権利はなく、これをX会社に返還されても何等の異議も述べない旨の確認書(甲4)を作成している。そうすると、Y銀行がX会社の依頼に基づき、本件口座に入金された本件振込金相当額について組戻しに応じることに受取人との関係で支障はないというべきである。」

⑥「Y銀行は、本件口座を強制解約し、別段預金に振り替えたため、X会社の組戻しの依頼に応じることはできなかった旨主張し(ているが)、この別段預金は当座勘定解約残金であるから、Y銀行が訴外A会社の預金残高について相殺処理を予定していたとしても、Y銀行は本来正当な権利者に対する支払債務を負うべき性質の預金であり、単に銀行の勘定処理のためにあるものではない。」

⑦「以上によると、本件口座へに入金記帳完了後といえども、Y銀行において仕向銀行を通じて受けたX会社の組戻し依頼に応じることに支障はなかったものというべきである。」

⑧「Y銀行においては、……本件振込が誤振込であり、本件口座及び別段預金中の本件振込金相当額については訴外A会社の預金であるとしても、X会社に返還されるべき不当利得金であることを認識できたものであり、かつX会社の組戻し依頼に応じることに支障のないものであることも前記のとおりである。そうすると、Y銀行による前記相殺は、正義、公平の観念に照らして、本件振込金相当額の限度で無効であるというべきである。」

⑨「よって、Y銀行の前記相殺による本件振込金相当額の利得は法律上の原因を欠くことになる。そして、X会社が本件振込金相当額の損失を生じていることは明らかであり、Y銀行の利得とX会社の損失との間の因果関係の存在も肯認することができる。」

(編集注・判旨の段落を示す丸中数字は引用者

による)

研究

判旨反対。

1 判旨の結論部分である⑧と⑨とは両立しない矛盾した命題になっており、いずれが判断の本体であるのかが不明瞭である。相殺の無効というならば、自働債権の満足による消滅というY銀行の利得はそもそも生じていない。相殺が無効であれば、預金債権は残存しているから、X会社は訴外A会社に対する不当利得返還請求債権に基づく債務名義を取得したうえで、別段預金を被執行債権として差押命令・転付命令を得ることができる(注1)。

2 Y銀行が不当に利得したというのであれば、相殺は有効であったというべきである。今度は、自働債権の満足による消滅という利得は、X会社におけるいかなる「損失」との間に因果関係があるのであろうか。X会社の不当利得返還請求の相手方はあくまで訴外A会社であってY銀行ではない。訴外A会社の口座へに入金記帳がなされる形で指図が実行された時点ですでにX会社の損失により訴外A会社は不当に利得している。Y銀行による相殺によってX会社の損失が発生したわけではない。

3 たしかに、最一判昭和49・9・26民集28巻6号1243頁、本誌430号2頁は、利得者側の悪意を条件に、「社会通念上相当の因果関係」があれば、金銭が預金等に形式を変じてもおおその追跡ができるとの判示をしている。その理論上の可能性をかりに認めたとしても、同事案における利得者である国は、その中間者に対して、横領金返還請求権を有しており、その弁済のために金銭の払込みが行われているのであったならば、そこに法律上の原因を欠く利得が存在しないものというべきであったであろう(注2)。本件ではたしかにY銀行は悪意であるかもしれないが、貸金債権の弁済のために(solvendi causa)、相殺による預金債務の消滅という効果を受取るのであって、そこに法律上の原因が存することになり、不当利得の一般的成立要件は欠けていると解するべきであろう。したがって、問題の解決は不当利得法理ではなく、相殺濫用法理に委ねるべきであろうと思われるが、後述(15以下)のように、相殺の効力を否定することも、本件では難しいようである。ところで、判旨は、この振込みが誤振込であること、依頼人が組戻しを請求したのに断られたこと、等の事実を重視しているようにも思われるので、まず、これらの事実がいかなる意味を持つのかを考察することにしたい。

4 まず、振込みの原因となる法律関係が存在しない場合にも預金が成立することは、最二判

平成8・4・26本誌995号3頁の示したところであり、これについては争いのない所であろう(判旨①)。この場合の不当利得は、依頼人と受取人との対価関係ないし原因関係において解決すべき事柄である(注3)。

5 (振込の錯誤無効) ところで、ここで注意すべきは「振込の原因となる法律関係が存在するか否かにかかわらず、受取人と銀行との間に振込金額相当の預金債権が成立する」ことと、錯誤による振込依頼が無効でないこととは同一ではないことである(注4)。法律行為の要素の錯誤に該当するか否かは、振込依頼の意思表示の構成要素如何である。現在の全銀システムを前提にする振込取引においては、振込依頼の内容は、①依頼人名、②受取人名、③被仕向銀行名店舗名、④預金種別、⑤口座番号、⑥金額、⑦振込日付、⑧仕向銀行名店舗名、であって、資金提供の方法等はもっぱら依頼人・仕向銀行間の(準)委任契約の内容でしかなく、①～⑧の内容が仕向銀行から被仕向銀行に伝達される「振込通知」の内容となる。現行の全銀システム上の振込通知は、原因関係を構成要素としていないのであって、①ないし⑧以外の要素についてその錯誤を問題とすることは原則的に不可能であると解される。おそらく、「誤振込」と呼ばれている事例の多くは、受取人の同一性、したがって②～⑤についても生じる錯誤であろう。一般には、表意者に重過失がある場合に該当するのではなからうか(注5)。

6 全銀システムが振込みの原因関係を表示しこれを伝達するメカニズムを持っていたならば、もしかすると振込みの原因関係は要素であって、その錯誤も問題となったかもしれない。しかし、銀行が、そのような記載のない振込取引を受任することの意思を有するがゆえに、依頼人も受取人もそのようなものとしての振込システムを利用する意思を有するがゆえに、振込みの原因関係は要素に含まれない。これに対して、上記のように表示されている事項(本件であれば受取人の同一性)について錯誤があれば、それは一般の法律行為と同様に、錯誤の主張を認めることに問題はない。資金移動制度という、高度に効力を安定させることを要求する取引であるとの事情があったとしても、そのような要請の保護は、これらの錯誤が表意者の重過失ある場合と解されれば十分であろう。

7 錯誤無効の可能性が認められるかどうかは、「見解」の相違でも「アプローチ」の相違でもなく、事実関係の相違による。錯誤の主張が認められなかったとすれば、それは、当該事例における錯誤が、要素の錯誤に該当しなかったからか、あるいは、表意者に重過失があった事例であった、あるいは、錯誤の主張と矛盾す

るような表意者の行為(債務承認など)が存在した事例であったからである。

なお、錯誤があったわけではないが、仕向銀行による情報提供義務違反のために導かれた振込みでも、有効である。しかし、破綻した被仕向銀行が入金記帳をしたとしても、受取人において経済上満足が得られる蓋然性は低いのであるから、被仕向銀行の倒産を予期しながら振込委託を受託し、そのおり説明・助言を一切しなかった仕向銀行には、依頼人に対する関係で損害賠償責任を觀念することができていいように思われる。

8 (錯誤に関するYの認識) 被仕向銀行が「誤振込であることを知りながら口座に入金記帳した」場合には預金は不成立となるか。判旨は、本件の事実関係のもとでは、Yが誤振込であることを知りながら口座に入金記帳したことは認められないとするが(判旨②)、もし、このような事実があるときには、違った効果が生じるのであろうか。

9 振込取引を一つの指図と捉える限り、この取引に対する指図人・被指図人・指図受取人である依頼人・被仕向銀行・受取人の意思表示はその必須の構成要素である(注6)。仕向銀行は依頼人の意思表示を伝達する使者であり、受取人の同意は預金契約中の「この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。為替による振込金も受入れます」(普通預金規定ひな型第2条第1項)、「当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません」(当座勘定規定ひな型第4条により準用される第3条第1項)(注7)といった文言に同意を与えたことによって、指図への同意が予め付与されているものと解釈すれば、具体的に問題となるのは依頼人の振込依頼の意思表示と被仕向銀行による入金記帳の意思表示である(注8)。

ところで、一般に意思表示の相手方において、表意者の意思表示が錯誤によるものであるとの認識可能性(知りまたは知り得べきであったこと)が存することをもって錯誤無効の要件とする(注9)との見解が有力である。これを振込みに当てはめれば、被仕向銀行において、依頼人の意思表示が誤振込であるとの認識可能性(知りまたは知り得べきであったこと)が存することをもって錯誤無効の要件とすることになるであろう。本件の場合、Y銀行が訴外A会社の錯誤(受取人等の同一性についての錯誤)を特段認識可能であったとみるべき認定はなされず、一般にはY銀行としては振込通知に記載

されたとおりの入金を実行する他になすすべはなかったことがひとまず推定されるのではなからうか。支払停止の状態にある取引先を救済するべく依頼されて資金を供給して倒産を回避する行為などが存在しないわけではない。Y銀行が訴外A会社の営業所閉鎖を知っていたことは確かであるが、訴外A会社が振込依頼の「意思表示にいたる過程もしくは意思表示そのものにおいて、気づかずに事実と一致しない認識もしくは判断をなし、これに基づいて意思表示を行った」(注10) ことまでをもY銀行において認識し得るわけではない。

10 前項の見解と異なり、被仕向銀行による入金記帳を預金債権成立の要件ではなく、被仕向銀行は、振込通知の到達と同時に為替金(仕向銀行に対する金銭債権。銀行間決済制度による決済後は日銀支店内に開設された被仕向銀行の当座勘定預金)を取得し、これによって受取人における預金債権が成立するものと解し、入金記帳は資金解放の条件であるにすぎないと説く立場がある(注11)。被仕向銀行による何らの意思表示もない段階で、原因関係の瑕疵から隔離された預金債権が発生することになるという点で賛同できないが、たまたま被仕向銀行が入金記帳を速やかに行ったか遅滞したかのために、被仕向銀行の無資力危険が依頼人に属したり受取人に属したりするのは不当だとする主張には一応の説得力があるといえよう。ところで、金銭債務の本旨履行とは、債権者において、処分可能な財産権を取得した時点であり、振込みにおける被仕向銀行の無資力危険の移転のごとき問題も、この本旨履行があったかどうかにかかわらず委ねるべきであろう。成立していても戻戻しを請求できない段階にある債権を取得したことは、はたして処分可能な財産権を取得した状況であるといえるであろうか。やはり、入金記帳の段階で預金が成立し、被仕向銀行においてはこれによって事務処理費用償還請求権が発生するものと解するべきではなからうか。

11 振込みの錯誤無効が認められると、「有効な指図が欠ける場合」として、預金は不成立となり、実行された指図によって発生する不当利得は、被指図人と指図受取人との間に成立する(注12)。東京地判平成5・3・5本誌939号35頁は、先日付振込依頼の撤回されたにもかかわらず予定の日に入金記帳がなされてしまった事例で、仕向銀行から受取人に対する不当利得返還請求を認容したものである。この事実を「有効な指図が欠ける場合」と解する限り、被指図人から指図受取人に対する不当利得が認められるべきである(注13)。ところで、振込取引における仕向銀行とは、指図における被指図人なのであろうか。私見では振込みにおける被指図

人は被仕向銀行であるから、被仕向銀行が入金記帳の無効を前提として受取人から回収すべきであり、仕向銀行は受取人の無資力危険に煩わされることなく日銀ネット上の銀行間交互計算において対被仕向銀行分の資金移動を原状回復させる地位を有することになる。なお付言すれば、この事例では、振込依頼人と受取人との関係は、化粧品販売会社と専売代理店であり、振込金の原因関係は右専売代理店契約に基づく報奨金の支払いであったが、受取人が売上の払渡を拒むなどしたためこれを解除したともうかがわせる認定がなされており、そうだとすれば、二重に原因関係が欠缺する事例としても扱うことができよう(注14)。なお、資金関係上は、無効の指図であれば、委任事務は存在しなかったことになり、依頼人は仕向銀行から委任事務処理費用として前渡しされた振込金の返還を求めることができる。

いずれにせよ、本件では、錯誤無効の主張は容れられないので、二重欠缺などに関する議論とは無関係である。

12 (組戻しについて) 「入金記帳完了後も、受取人の承諾があれば組戻しの依頼に応じ」ることが実務上認められているが、組戻しは多数当事者間契約の合意解除と解することができる。被仕向銀行の不同意のまま原状回復はできない。「組戻し依頼に応じることに支障はなかった」(判旨⑦)とは、「組戻し依頼に応じる義務が生じた」ことを意味しない。

13 「組戻し」と一括して呼ばれている取引行為には、私法学的にその性質が異なる二種の場面が考えられるであろう。すなわち、(1)入金記帳前の組戻しと(2)入金記帳後の組戻しである(注15)。(1)の場合には、指図は未完成のまま中止され、振込依頼人と仕向銀行との間の、仕向銀行と被仕向銀行との間の(準)委任の撤回が行われるにとどまる。(2)の場合には、指図はすでに成立し、効力を生じているが、これを合意解除しようというものである。したがって、この場合には、指図に参加する全当事者が同意するものでなければならず(注16)、しかもその解除の効果は、少なくとも第三者との関係では将来に向けてのみ法律関係を清算するものである。(2)の合意解除による組戻しは、逆向きの新しい指図であると解してもその法律的处理に差異はなからう。

14 依頼人・仕向間と、仕向・被仕向間にそれぞれ委任契約が存し、「組戻し」はそれぞれの解約であると解する見解がある(注17)が、それぞれの委任関係は指図の実質関係であって、指図そのものではない。入金記帳前ならともかく、入金記帳後は、これらの委任を撤回してしまったとしても「組戻し」にならない。す

で実行された委任事務の効果が原状に復することはない。とりわけ、受取人のいったん取得した権利を剥奪することになる入金記帳の効力の撤回を、権利を失うことになる者の同意なく行い得るはずもなかろう。組戻しにより解消の対象になっているのは、委任ではなく、指図なのである。また、事柄が解除である以上、銀行においてその「手続」が履まれているかどうかは問題ではない。依頼人・被仕向銀行・受取人の三者が合意しさえすればよいのである（注18）。本件判旨⑤の「返還されても何等の異議も述べません」という確認書の文言が、はたして合意解除の意思表示とみるに足るほど明白といえるであろうか。

15（解約残金払戻請求債権の帰属）判旨⑥の「当座勘定解約残金であるから、……Yは本来正当な権利者に対する支払債務を負う」という「本来正当な権利者」とは、預金者以外に誰がいるのであろうか。かりに、訴外A会社がX会社との間で、不当利得返還義務の履行の代物弁済として、当座勘定解約残金払戻請求債権を指名債権譲渡の方法で譲渡しているといった事情があれば、このような判旨はむしろ正当であろう。しかし、判旨⑤にあるような「返還されても何等の異議も述べません」という確認書の文言に指名債権譲渡の意思表示を読み込むことは不可能に近いといえよう。よってこの判旨⑥は適切を欠くのではないか。本件では、依頼人が組戻しを断られた経緯を斟酌しても、依頼人に、解約残金への権利が帰属しているとみることができない。

16（相殺権濫用の問題）本件相殺においては、履行期の到来と債権の同種性についていえば、法定の相殺適状にひとまず当てはまると考えられる。では、相殺権の濫用はなかったといえるであろうか。ある研究は、相殺権濫用の事例一般を、①銀行取引約定書の対外効を否定するために濫用が援用される場合、②相殺権者に背信的意図がある場合、③相殺権者の先行行為に矛盾する禁反言的濫用の場合、④相殺権者が過剰担保を有する場合、⑤受働債権が性質上相殺に適さない場合の5類型に分類する（注19）。本件は、約定書の規定のために民法が定める以上の相殺の効力が主張された事例とは異なるようであるので①ではなく、他に担保があるにもかかわらず狙い打ち相殺をしたものであるかどうかは判旨の認定した事実の限りでは不明であるので②④であるとまではいえず、当座勘定契約締結時に残金返還債務の訴外A会社への現実的返還や相殺禁止を明示黙示に合意していたとも思われないので③にも当たらず、消費貸借予約のような行為債務の相殺でもなく、不渡処分回避を目的とする不渡異議預託金の相殺

の場合とも異なり、相殺によって約定された義務の到達されない場合でもないので⑤にも当たらないことになる。少なくとも、まれではあろうが、訴外A会社の倒産原因発生前に、Y銀行が、当該振込みが依頼人の過失ある錯誤によるものであることをも確信せざるを得ないような特段の事情（組戻しの申入れだけでなく、差押まではゆかずとも……差押があればそもそも民法第511条により相殺ができない……X会社の訴外A会社に対する不当利得債権を確認する債務名義が成立していたなど）があれば、Y銀行の背信的意図をうかがうことができようけれども、本件ではY銀行にそのような確信があったものとはいえないのではなかろうか。

17 X会社としては訴外A会社の破産申立をしたうえで、管財人をして破産法104条（改正破産法71条）2号を援用せしめ、相殺の効力を否定＝預金の払戻しをさせることがひとまず合理的な処理であるように思われる。同条同号は昭和42年改正で導入されたが、その契機となった最二判昭和41・4・8民集20巻4号529頁、本誌3号16頁の事案は、Y銀行の取引先Aの支払停止後に、Y銀行に開設されていたAの当座預金口座にAの取引先から数口の払込みがあって預金が成立、Y銀行はAに期限の到来した手形貸付債権を有していたので、預金を受働債権、貸付金を自働債権として破産宣告前に相殺、という事実関係のもとで、管財人Xからの預金払戻請求が棄却された事例であるが、本件と利益状況はまったく同様で、Aが破産宣告を受けていないという点のみが異なるのである。本件では、預金債権に差押えがなされておらず、相殺を制約する要因がない（注20）。

18（詐害行為としての相殺）民法424条は援用できるであろうか。「一般に、既存の義務の履行たる弁済は詐害行為とはならない」（注21）と解されているが、この旨は相殺にも適用されるであろう。しかし、「債務者が一債権者と通謀し、他の債権者を害する意思をもって弁済したような場合にのみ詐害行為となるにすぎないと解する」（注22）べきであるから、相殺のすべてが詐害行為と無関係となるのではない。ところで、詐害行為取消権は、「債務者カ其債権者ヲ害スル事実ヲ知りテ為シタル法律行為ノ取消」を求める権利であり、本件の不当利得返還請求債権者としてのX会社が、取消を求めることのできる（準）法律行為の主体である「債務者」は、本件の訴外A会社でなければならない。ところが、本件相殺は、訴外A会社の意思によるものではない。訴外A会社は主体として積極的に関与しておらず、そもそも債権者取消権が主張できる場面でもないといえるであろう。相殺に関して訴外A会社が関与する機会

があったとすれば、それは銀行取引約定書の相殺条項への承諾を与えることであろうけれども、その時点で訴外A会社がX会社を害する可能性はまったく発生していたとはいえないであろう。そのような状況であるにもかかわらず、判旨のような結論を下すとすれば、訴外A会社の債権者のうち、X会社のみを優遇するような結果となるであろう。

19 以上のように、本件におけるX会社の誤振込は、錯誤無効の主張を許すべきではない場合であり、よって訴外A会社の口座における預金は有効に成立している。X会社による組戻請求は、Y銀行および訴外A会社の同意を得られていないので組戻しは行われていない。Y銀行は、訴外A会社が倒産したことを知って相殺を行っているが、訴外A会社が破産しているわけではないので破産法による相殺禁止規定は援用できず、相殺権濫用にも該当せず、X会社としてはもっぱら訴外A会社の他の財産で不当利得を回収しなければならぬ地位にあるものといえる。よって判旨は失当であり、X会社のいう「不当利得返還制度の趣旨を類推適用」する余地もない。

(注1) なお、判旨に「別段預金の預金債権を代位行使することも可能である」と説示する部分がある。これも相殺の無効を前提にすれば、という趣旨であろうか。なお、このような説示をする以上は、「債権者代位権を行使したのであればともかく、このような不当利得返還請求は認められない」という結論が導かれるべきなのではなからうか。

(注2) あくまでも「不当利得」という以上は、法律上の原因があるような財産増加は返還義務の対象にはならない。

(注3) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』（信山社出版、1986年）は、受取人の人違いの場合を錯誤無効としつつも、入金記帳後は表意者の重大な過失に基づくものとして無効と説明するとともに（94～95頁）、原因関係上の債務が誤想のものであった場合は過誤入金記帳に当たらないとしている（105頁）。CABRILLAC (Michel) . Le chèque et le virement, 5 éd., 1980, Litec, no 376は、「振込の原因は、依頼人が実行しようとした基本取引に存する。振込に認められる抽象性を理由として、原因の要件は実際上射程を有さない。原因の欠缺または瑕疵は……振込を無効とすることは許されるべきではない」とする。なおop. cit., no 393. しかし同論者も、依頼人の意思表示の瑕疵が無効をもたらす可能性について否定しているわけではない（no 375）。

(注4) CANARISによるこの区別への喚起につき、岩原紳作『電子決済と法』297頁（有斐閣、2003年）。

(注5) 後藤・前掲（注3）同所。

(注6) 柴崎暁『手形法理と抽象債務』204頁（新青出版、2002年）。

(注7) 当座勘定規定ひな型には、「為替による振込金も受け入れる」趣旨の定めがないが、右第3条第1項は、そのような定めがあるのと同様の前提に立った規定と読める。

(注8) 入金記帳が意思表示として有する構造の特殊性についての議論はひとまずおいておく。

(注9) 幾代通『民法総則〔第2版〕』273頁（青林書院、1984年）。

(注10) 幾代・前掲（注9）265頁。

(注11) 今井克典「金銭債務の決済とは何か」金法1702号28～35頁、特に30頁。

(注12) 福瀧博之「振込依頼の撤回後に実行された振込みと仕向銀行の受取人に対する不当利得返還請求」商事1457号63～67頁〔後掲東京地判平成5年の判批〕66頁。四宮和夫『事務管理・不当利得』232頁（青林書院、1981年）。

(注13) 福瀧・前掲（注12）67頁もこの理解に賛同する。

(注14) 二重欠缺については、四宮・前掲（注12）233頁。

(注15) なお、先日付振込みについては、被仕向銀行への振込依頼の撤回通知の到達が振込指定日より前であれば、たとえ被仕向銀行がすでに受取人の預金勘定元帳に入金記帳してしまっていた場合であっても、受取人における預金債権は成立しておらず、振込依頼の撤回は有効に為され得る。「当座勘定元帳は、有価証券のように文言証券性を有するものではなく単なる商業帳簿にすぎないから、振込の組戻し等によって真実入金がない場合には、……預金債権は成立しない」大阪地判昭和55・9・30本誌611号38頁。

(注16) 最一判平成12・3・9本誌1091号12頁。この事例では、仕向銀行が、受取人——同時に仕向銀行との間に当座勘定取引の関係にあった——の不渡処分を回避させようとして、受取人の同意がないにもかかわらず、仕向銀行が受取人の同意を得たものと断言して組戻しを依頼した事例であった。最判の結論は契約法的側面において当然の帰結であるとはいえず、仕向銀行による緊急事務管理等を根拠とする請求を容れる余地が示唆されている。上原敬「判批」銀法21・551号30頁、後藤紀一「判批」ジュリ1202号105頁、片岡宏一郎「判批」銀法21・575号82頁。

(注17) 松本貞夫『実務内国為替入門』226頁（きんざい、1995年）。

(注18) 仕向銀行にはこれを左右する権利はない。依頼人との間の委任契約上の義務として、組戻金の受領事務も委任の本旨に従って実行しなければならない。

(注19) 石垣茂光「相殺権濫用論と相殺契約に関する一考察（二・完）」獨協法学46号182頁。

(注20) なお、後藤・前掲（注16）105頁は、仕向銀行が受取人の破産を知って振込取引を受託したような場合には、依頼人に対して問い合わせる義務を負うものと解するが、このような義務違反の効果が意思欠缺を理由とした振込みの意思表示の無効化を意味するのであればそもそも預金が不成立となるであろう。そのような効果が生じないと解したとすれば、被仕向銀行は相殺によって満足を得ることができ一方、依頼人は受取人ではなく仕向銀行に対する損害賠償を以て資金相当額を回収すべきものということになろう。

(注21) 奥田昌道『債権総論〔増補版〕』298頁（悠々社、1992年）。

(注22) 最二判昭和33・9・26民集12巻13号3022頁。

（2004年9月21日稿了）